

(別記 7)

豆類・そば等の安定生産等対策事業

第 1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、豆類・そば等の安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 豆類の複数年契約取引

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための複数年契約取引の取組。

2 豆類の新品種導入

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組。

3 そばの安定生産・安定供給対策

(1) 湿害対策技術の導入

そばの安定生産を図るための湿害対策技術を新たに導入する取組。

(2) 複数年契約取引

そばの安定供給を図るための複数年契約取引の取組。

(3) 国産そばの新規需要拡大

産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大の取組。

4 なたねの品種転換に係る交雑防止対策

なたねのダブルロー品種の安定生産を図るための品種転換時の他品種との交雑を防止する取組。

第 2 事業実施主体

交付等要綱別表 1 に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の 3 の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

(6) その他農業者の組織する団体

3 事業実施主体欄の 4 の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第 2 の 2 の (2) に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。

4 事業実施主体欄の 5 の者については、以下の (1) から (3) までに定める基準を満たすこと。

(1) 都道府県、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関、地方公共団体等により構成

されているものとする。

- (2) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
 - (3) (2) のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 5 第4の3の(1)のアの取組及び第4の3の(3)の取組を行う場合は受益農業従事者が5名以上であること。
 - 6 第4の3の(1)のウの取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
 - 7 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

- (1) 第1の1及び2の取組を行う場合
小豆、いんげん及び落花生とする。
- (2) 第1の3の取組を行う場合
そばとする。
- (3) 第1の4の取組を行う場合
なたねとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- (1) 第1の1の取組を行う場合
 - ・ 事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加
 - ・ 事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
 - ・ 事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
 - ・ 事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加
 - ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加
 - ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上
 - ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加
 - ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上
- (2) 第1の2の取組を行う場合
 - ・ 事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を

2.0 ポイント以上増加

- ・事業対象の豆の導入比率を 2.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の 10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して 3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を 4.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の 10 a 当たりの労働時間を 3.0%以上削減
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が 2.0%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して 2.0 ポイント以上向上
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が 2.0%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して 1.0 ポイント以上向上

（3）第 1 の 3 の（1）の取組を行う場合

- ・事業実施地区におけるそばの 10 a 当たりの収量を都府県の直近 7 中 5 年間の平均以上とする（事業実施地区における 10 a 当たりの収量の直近 7 中 5 年間の平均が都府県の直近 7 中 5 年間の平均を超えない地区に限る。）
- ・事業実施地区におけるそばの 10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して 2.0%以上増加（事業実施地区における 10 a 当たりの収量の直近 7 中 5 年間の平均が都府県の直近 7 中 5 年間の平均を超える地区に限る。）

（4）第 1 の 3 の（2）の取組を行う場合

- ・そばの複数年契約取引先を 1 者以上増加
- ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を 2.0 ポイント以上増加

（5）第 1 の 3 の（3）の取組を行う場合

- ・連携先の実需における国産そばの使用量を 2.0%以上増加
- ・連携先の実需における国産そばの使用割合を 2.0 ポイント以上増加
- ・国産そばを活用した新商品を 1 つ以上開発

（6）第 1 の 4 の取組を行う場合

- ・なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を 100.0%とする

3 目標年度

（1）第 1 の 1 から 3 までの取組を行う場合

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

（2）第 1 の 4 の取組を行う場合

成果目標の目標年度は事業実施年度とする。

第 4 補助対象経費、補助率等

1 豆類の複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

- （1）小豆、いんげん及び落花生の安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援する。

(2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画の提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

ア は種前に取引契約を締結していること。

イ 複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。

ウ 契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、60kg 当たり 4,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）

エ 受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における小豆、いんげん及び落花生の売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）

(3) 補助率は、10a 当たり 4,000 円とする。また、補助対象額は、品目ごとに次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

＝（事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量）÷当該品目に係る地域の平均単収×補助率

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

2 豆類の新品種導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組を支援する。

(2) 助成対象となる面積は、事業により新品種の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とし、1a に満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。

(3) 補助率は、10a 当たり 7,500 円とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 そばの安定生産・安定供給対策

本取組は、次の基準により補助する。なお、いずれの取組においても、事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していることを要件とする。ただし、(3)において、事業実施主体が交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体欄の5の者の場合はこの限りでない。

(1) 湿害対策技術の導入

ア 技術講習会・栽培実証

(ア) 補助対象経費は、そばの湿害対策技術の導入に向けて、技術講習会の開催や栽培実証等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できる経費とする。ただし、イ又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

なお、本取組の実施に当たっては、aの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- a. そばの湿害対策技術の導入に向けた検討会の開催等に係る経費。
- b. そばの湿害対策技術の栽培マニュアルの作成に係る経費。
- c. 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導及び作業機械の借上げに要する経費。
- d. 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
- e. 収穫物の品質評価、成分分析・評価及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

(イ) 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は300万円とする。

(ウ) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは（ア）のdに係る経費は補助対象としない。

(エ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b. 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

イ 湿害対策技術の導入

(ア) 補助対象となる取組は、湿害に弱いそばの安定生産を図るために実施する、小畦立て播種、弾丸暗渠の施工、サブソイラーによる心土破碎、ボトムプラウによる耕起等の透排水性の改善対策又は土壌改良資材の投入による土壌環境の改善対策等とする。ただし、ア又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

(イ) 補助対象となる面積は、新たに湿害対策を導入する面積とする。

(ウ) 補助率は10a当たり2,000円とする。

(エ) 新たに取り組む湿害対策については、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

(ア) 補助対象経費は、新たな湿害対策技術の導入に必要な農業機械等であり、以下の（イ）から（キ）までの基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。ただし、ア又はイにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

(イ) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。

(ウ) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(エ) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(オ) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(カ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b. 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- c. 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(キ) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

a. 導入及びリース導入共通の留意事項

- (a) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
- (b) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (c) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (d) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (e) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (f) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
- (g) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

b. 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (a) 事業実施主体は、別記7別紙により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- (b) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (c) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (d) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
- ・貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - ・事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。
事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費
 - ・賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

c. 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (a) 農業機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。
- (b) リース料助成額については、次の算式によるものとする。
- リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）
- ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。
- リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2以内）
- リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
×助成率（1／2以内）
- (c) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(d) 事業実施主体は、c の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(e) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

(2) 複数年契約取引

ア そばの安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援する。

イ 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。また、は種前に取引契約を締結していない場合は、契約書には種前の実需者との情報交換の実施状況を確認できる書類を添付するものとする。

(ア) 事業実施年産を含む複数年（2 か年以上）の取引契約を締結していること。

(イ) 事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していること。

(ウ) 実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む。）、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、45kg 当たり 2,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）

(エ) 事業実施主体とそば生産者との間で出荷契約が締結されていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間におけるそばの売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）

ウ 補助率は、10 a 当たり 1,000 円とする。また、補助対象額は、次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

＝（事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量）（※1）÷地域のそばの平均単収（※2）×補助率

※1 「事業実施年産の補助対象となる契約取引数量」及び「事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量」は、玄そば換算した出荷実績数量とする。

※2 「地域のそばの平均単収」は、農林水産省「作物統計調査」の市町村別データの直近7中5年間を基本とする。

エ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(3) 国産そばの新規需要拡大

ア そばの安定生産・安定供給に向けた取組を推進するため、産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大に必要な以下の経費（別表2に定める費目ごとに整理することとする。）を

助成するものとする。

(ア) 国産そばに係るニーズ調査

国産そばの新たな国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や企業等へのマーケティング調査等に要する経費（一部の食品製造事業者等における商品の PR を目的としたものは対象としない。）とする。

(イ) 国産そばを活用した新商品の開発

国産そばを活用した新商品の開発に必要な原材料、コンサルタント等の経費及び開発した商品の成分分析等に要する経費とする。

(ウ) 販路拡大のためのマッチング・PR

国産そばを活用した新商品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した商品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費とする。

イ 補助率は、1／2 以内とする。

ウ 留意事項

(ア) 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。

(イ) 販路拡大のためのマッチング・PR に当たっては、必ず国内製造のそばを使用していることをその要素に加えること。

4 なたねの品種転換に係る交雑防止対策

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、ダブルロー品種への転換時に他品種の野良生え対策を実施するために必要な掛かり増し経費とする。なお、ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしづくに限る。

(2) 補助対象面積は、事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区において、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種（品種間の交雑防止のため、同一の品種に限る。）に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。ただし、種子生産地域においては、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。

(3) 補助率は、10a 当たり 3,000 円とする。ただし、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(5) 事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む 5 年間、原則、ダブルロー品種とする。

5 本事業のうち第 4 の 3 の（1）のウを除く取組については、複数年契約取引や新品種導入等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和 5 年 12 月 20 日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第 5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、需要に応じ

た作物生産の取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。
ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) (2)の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。
なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。
- (5) 都道府県知事は、(2)のただし書により提出された事業実施計画及び(4)により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。
都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

- (1) 市町村長及び都道府県知事は、第6の1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
 - イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
 - エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。
- (2) 市町村長は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントに記載するものとする。
- (3) 都道府県知事は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントに記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
 - ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の5の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体

の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。

- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。

- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価を終了する旨の記載がある改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、農業機械の導入を行う場合においては、イに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（2（1）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、次の当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

農業機械

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

イ 各効果の算定方法

(ア) 生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。

この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の}(\text{労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費})) \times \text{生産規模拡大率} \\ - (\text{事業実施後の}(\text{労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費}))$$

(イ) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。

この効果額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後の生産量} \times (\text{事業実施後の販売単価} - \text{事業実施前の販売単価})$$

(ウ) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。

この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施前販売単価} \times (\text{計画生産量} - \text{事業実施前生産量}) \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果との重複額}$$

(エ) 生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。

この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の作付面積} - \text{施設を導入しない場合の作付面積}) \times \text{事業実施前の単収} \times \text{事業実施前の販売単価} \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果（労働時間）との重複}$$

(オ) その他の効果

(ア) から (エ) までは掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

a 上記の効果と重複していないこと。

b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \text{①残存率}$$

$$\text{①残存率} = (\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}$$

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i : 割引率 (資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数)

n : 総合耐用年数

割引率は、0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数 = ①事業費の合計 ÷ ②年事業費の合計

①事業費の合計 : 各工種 (施設、機械) の事業費を合計する。

②年事業費の合計 : 年事業費を合計する。

工種名 (施設、機械)	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ② = ① / ③
〇〇	①	③	②
△△	⋮	⋮	⋮
××	①'	③'	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費 (事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。) を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表

1の(1)について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額

ア 直接効果

(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k=②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤+⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③'農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設 運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減光 熱力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削減光熱動力費 ①×② (千円)	⑤導入施設運営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 ③+④×k-⑤ (千円)
合 計					

③'農家での削減光熱動力費計

④既存共同施設運営 に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削減諸資材費 ①×② (千円)	⑤導入施設運営に係る諸資材費 (千円)	年効果額 ③+④ × k-⑤ (千円)
	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)					
合 計									

③'農家での削減諸資材費計

④既存共同施設運営に係る諸資材費 (千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 ①+② ×k-③ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設の維持管理費 (千円)

v コスト節減効果計

(単位: 千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理節減効果	
計	

b 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業受託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積計 ①+④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト ②×⑥ (千円)	年効果額 ③×k-⑦' (千円)
〇ha未満								
〇～〇ha								
〇ha以上								
合計								

③'事業実施前の作業コスト計

⑦'事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 (ha)	⑤事業実施後 の作業コスト ④×② (千円)	年効果額 ③×k-⑤' (千円)
〇ha未満						
〇～〇ha						
〇ha以上						
合計						

③'事業実施前の作業コスト計 ⑤'事業実施後の作業コスト計

c 生産コスト削減効果計

(単位: 千円)

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト削減効果	
b 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト削減効果	
計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/本箱/10a) (いすけわかこ)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg/本箱) (いすけわかこ)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	⑥販売単価差額 ⑤×④ (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合 計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

--	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

b 品質向上効果計

(単位: 千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
計	

(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

作目	作付面積(ha)		単収(kg/10a)		⑤事業実施前生産量	⑥事業実施後の生産量	⑦増加生産量	⑧事業実施前平均販売単価	⑨所得率	⑩生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額
	①現況	②計画	③現況	④計画(見込)	①×③	②×④	⑥－⑤			⑪重複労働時間	⑫労賃単価	⑪×⑫	⑦×⑧ ×⑨－⑩
					(kg)	(kg)	(kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合計													

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

--	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 生産力増加効果計

(単位: 千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
計	

(エ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

作 目	作付面積(ha)				④事業実施前 の単収	⑤減少生産 量	⑥事業実施前 販売単価	⑦所得率	⑧生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額
	①事業実施 前	②機械・施設を導入 しない場合の作付 面積(見込)	②の把握方法及び作付 減少の理由	③増減 ①－②					⑨重複労働時 間	⑩労賃単価	⑨×⑩	
					(kg/10a)	(kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合 計												

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

--	--

b 生産力維持効果計

(単位: 千円)

a 農業生産を維持する効果	
計	

(オ) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果計

(単位: 千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位: 千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト削減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 生産力維持効果	
オ その他効果	

合 計	
-----	--

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業小計Ⅰ				
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他（設計書、工事雑費）Ⅲ				
合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）				
②' 工事費計			③' 年工事費計	
総合耐用年数＝②' / ③' ＝			年	

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	

(4) 投資効果の総括

区 分			
①総事業費	千円		
うち整備事業に係るもの	千円		
うち推進事業に係るもの	千円		
②年総効果額	千円/年		
(増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。)と一体的に施行する場合の補正)	千円/年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)		
③総合耐用年数	年		
④還元率			
⑤妥当投資額 ②/④	千円		
⑥費用損失額	千円		
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①			

割引率	0.04
-----	------